

葉山町長 山梨崇仁 殿

『 長者ヶ崎 』 の景観と環境を守るための嘆願書

ー 特定開発事業計画「葉山下山口」を認めないことを嘆願します ー

今般、バス停「長者ヶ崎」前の国道134号線沿い海岸側の土地(葉山町下山口2048-4他)が京浜急行から開発業者((株)クリード・アジア・インベストメントと(株)アイ・ディ・アイランドプラン)に買収され、葉山町まちづくり条例により特定開発事業計画「葉山下山口計画」(2,968.60㎡)が提出されました。この造成計画は、134号線沿いの道から低くなっている土地を6000トンの土砂(ダンプカー約1000台分)を搬入して、高さ5mの盛り土をするというものです。

また、開発事業者は、造成後の売却先や建築物の仕様や用途、造成地の安全対策については、「売却後は一切責任を負わない」としています。開発事業者は、不動産投資ファンドと旧村上ファンド(村上世彰氏)の資金による売却益を目的とした事業計画であることにも地域住民は不安を感じております。

その上、当該の敷地の全面積は約5,612.76㎡あり、分割開発によりまちづくり条例の公園設置義務等を逃れようとしているのは明らかです。

葉山町 長者ヶ崎は「かながわの景勝50景」にも選ばれており、「長者ヶ崎の夕照」は「三浦半島八景」のひとつでもあり、素晴らしい眺望です。また、葉山御用邸も至近にあり、浜から眺める海岸線と里山の立体的景観も、町民のみならず町外からの来訪者にとっても憩いの場となっており、葉山町の財産と言える場所です。

この計画が実施されると、以下のような問題が生じると考えています。

- ① 長者ヶ崎の景観・眺望の喪失
- ② 造成工事による地下水路の変化・搬入土砂による海洋環境の変化
- ③ 風水害、地滑り、地盤沈下などの災害の発生や粉塵被害、交通問題等

私たちは、環境と景観に配慮した調和のとれたまちづくりのために、盛り土工事の見直しを求めています。

【嘆願要旨】 当開発事業計画が上記要旨に沿った内容に是正されるまで、葉山町まちづくり条例に基づく事前協議確認通知書の交付及び都市計画法第32条の規定に基づく公共施設等の管理者として同意を行わないよう嘆願いたします。

(嘆願代表者) 「葉山の環境を大切にす会」 島田 潔、井手しのぶ、堀 主知ロバート

〒240-0116 三浦郡葉山町下山口2050-22 ベイテラス葉山 メールアドレス hayama2400116@yahoo.co.jp

(署名欄) ご住所は「都道府県」からご記入して頂きます様、ご協力をお願い致します。

	お名前	ご住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(個人情報について) ご協力頂きましたご署名については、当該事業計画の見直しを求める行政への活動以外には使用いたしません。